

平成25年度 国民健康保険について

問合せ 住民課 TEL 557-7578

○平成25年度国民健康保険税納税通知書を発送します

7月上旬に国民健康保険の加入者がいる世帯主の方に、国民健康保険税納税通知書を送付します。国民健康保険は病気やけがに備えて、お金を出し合い、みんなで助け合う制度です。

世帯主あてに郵送します

世帯主が国民健康保険加入者であるなしに関わらず、保険税の納税義務者は世帯主になります。そのため、納税通知書は世帯主あてに送られます。世帯主が国民健康保険に加入していない場合は、世帯主の所得等は保険税の算定に含まれません。

○平成25年4月からの保険税率は平成24年度と同じです

国民健康保険財政が持続可能な医療給付ができるよう、有識者・保険医・加入者代表で構成する「国民健康保険運営協議会」で平成24年度の保険税率による収入額と医療に係る支出額と照らし合わせ検討を重ねた結果、平成25年度の国民健康保険税の税率は平成24年度と同率です。しかしながら医療費は、加入者の高齢化や、医療技術の高度化により年々増加しています。毎年、町の一般会計から繰入金という形で赤字補填をしている状態は続きます。赤字補填額をこのまま増やし続けることは、国民健康保険に加入していない方への住民サービスに大きな影響を与えます。

○世帯の合計所得が基準以下の場合には、保険料の一部が軽減されます

収入・所得がなかった方も、申告をお願いします。

【支払方法】

8期に分けてお支払いいただく「普通徴収」と、お受け取りになる年金額からあらかじめ日本年金機構が保険税を差し引いて町に収める「特別徴収」の2通りの方法があります。年金からお支払いいただく「特別徴収」は、申請することで「普通徴収」(口座振替)に切り替えることができます。

▶納付が困難な場合は、ご相談ください。

被災や収入の著しい減少で生活困窮と認められる場合は、保険税の減免を受けられる場合があります。お早めにご相談ください。

▶解雇などによる失業者の特例があります。

次の要件すべてに当てはまる方の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

該当する方は雇用保険受給資格者証をお持ちの上、住民課国保係で手続きしてください。

要件 ○平成21年3月31日以後の離職により、雇用保険受給資格者証を持っている

○離職日以後、国民健康保険以外の医療保険（会社の健康保険等）に加入したことがない（任意継続被保険者の場合は除きます）

○雇用保険受給資格者証の「理由」欄のコードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかである場合

加入者の皆さんに負担していただく保険税は重要な財源です。安心して暮らしていくために、必ず納めましょう。

医療費の適正化について

町では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）普及促進や診療報酬明細書（レセプト）の点検調査を行い医療費の適正化に努めています。

ジェネリック医薬品に関するお知らせを7月中旬に郵送します。

現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の縮減が見込まれる方へ負担額がどの程度変わるかを試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月中旬に郵送します。医療費の節約にお役立てください。

※ジェネリック医薬品のお問い合わせは、コールセンター TEL 0120-53-0006までご連絡ください。

※すでにジェネリック医薬品に切り替えた方や医師と相談された方で、通知不要の場合は、お手数でも住民課国保係へご連絡をお願いします。

問合せ 住民課 TEL 557-7578

7月下旬に「高齢受給者証」を郵送します。

現在お使いになっている高齢受給者証の有効期限は、平成25年7月31日です。8月1日から使用できる新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。

※期限の切れた高齢受給者証は裁断をして処分をお願いします。

問合せ 住民課 TEL 557-7578

生活習慣病予防のための健診・保健指導の積極的な利用をお願いします。

生活習慣の変化や高齢者の増加等により、近年、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加しています。生活習慣病は、一人一人が、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防可能です。

国民健康保険税納税通知書に同封のご案内をご覧ください。

問合せ 健康課 TEL 557-5108

平成25年度 後期高齢者医療保険

問合せ 住民課 TEL 557-7578

平成25年度後期高齢者医療保険料納入通知書と特別徴収額決定通知書を7月中旬より、被保険者（75歳以上の方と65歳以上の一定の障がいのある方）あてに郵送します。保険税率は、平成24年度と同じです（東京都内は均一です）。

保険料の減免について

災害等で大きな損害を受けたときや、事業の休廃止等の特別な事情により保険料の納付が困難な方については、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めに住民課国保係の窓口でご相談ください。

後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付している後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限を、平成25年7月31日としており、8月1日以降の新しい証を7月中に交付します。以下の点にご留意をお願いします。

1 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

○減額認定証は、8月以降も証の色（白色）は変わりません。

○平成24年中の所得をもとに負担区分を再判定しているため、平成25年8月1日以降は、「適用区分」が変更になる場合があります。

○新規に交付を希望する方は8月以降に申請してください（申請した月の初日から有効です）。

※世帯内に住民税が課税されている方がいる場合は該当しません。

2 特定疾病療養受療証について

○有効期限がありませんので、従前のものを引き続きご使用いただきます。

○8月以降も証の色（白色）は変わりません。

制度のことは右記まで

広域連合お問合せセンター TEL 0570-086-519（ハローコウイキ）

電子証明書の発行・失効の終日停止

公的個人認証サービスの都道府県認証局およびプリッジ認証局は、法令等に基づき、平成25年7月に認証局の秘密鍵更新作業を実施します。

これに伴い、お住まいの市区町村の窓口にて電子証明書の発行・失効を行なうことができません。皆さまには、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

サービス停止日 7月29日(月)～30日(火)の終日

停止するサービス

電子証明書の発行・失効（有効期間満了に伴う更新手続きも行なうことができません）

なお、e-Tax 等の電子申請については、上記サービス停止の期間でも通常どおり行えます。
※詳しくは公的個人認証ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpki.go.jp/>

問合せ 住民課 TEL 557-7548

外国人住民の方へ住民票コードを通知します

○7月8日(月)から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の運用が開始されます。住基ネットは、住民の方々の利便性の向上と国および地方公共団体の行政の合理化のため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

住基ネットの運用開始で、外国人住民の方の住民票に住民票コードを記載し、7月8日からその住民票コードを世帯ごとに通知します。住民票コードは、住基ネットで全国共通の本人確認を行なうために必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。

○7月8日から、外国人住民の方も住民基本台帳カード（住基カード）の交付を受けることができるようになります。住基カードは、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な身分証明書としても使えます。

問合せ 住民課 TEL 557-7548

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

■ 入浴回数券20%割引販売

期 間 7月5日(金)～15日(祝) ※15日(祝)は開館します。

料 金 11回分のお得な回数券(3時間利用)をさらに20%OFF

区 分	通常価格	→ 割引価格
瑞穂町・青梅・福生・ 羽村市在住の方	大人 5,000円 子ども 2,500円	大人 4,000円 子ども 2,000円
上記以外の地区に在住の方	大人 8,000円 子ども 4,000円	大人 6,400円 子ども 3,200円

■ 野菜直売会 近隣市町で採れた新鮮な野菜を販売します。

日 時 7月3日(火)～5日(木)、10日(火)～12日(木)、17日(火)～19日(木)
午後4時～6時 ※野菜が無くなり次第終了します。

場 所 フレッシュランド西多摩 多目的施設（体育館）前

■ 写真作品展 フォト・まいまいによる作品展です。

期間 7月9日(火)～21日(日)

問合せ フレッシュランド西多摩 TEL 0570-2626
ホームページ <http://www.nishiei.or.jp/>

内容

（地域交流拠点のお楽しみイベント開催のお手伝い、現地観察・観光・ボランティア活動など）

今も原発の関係で復興が進まず、苦しい思いを抱えている被災地の応援ツアーアーを企画しました。今、私たちでできることは、この震災を風化させず、被災地のことを思い、できる応援を続けていくことです。ぜひご参加ください。



▲昨年の様子

福島県南相馬市 応援ツアー

対象	27日、9月3日の火曜日 （全5日間）
費用	午後6時30分～9時
講定員	ふれあいセンター
対象	町内在住・在勤者および講座終了後に町内でボランティア活動ができる方
申込み	20名（先着順） 後庵正治さん (NPO法人P.L.A) 2500円 7月18日(木)までにボランティアセンターみづほへ 回557-3036

模擬店の食べ物や冷たい飲み物などを涼を求めるいらっしゃいませんか。どなたでも自由に参加できますので、ぜひご参加ください。

場所 寿楽正面駐車場
日時 8月3日(土)
午後5時～7時30分

高齢者福祉センター寿楽
寿楽納涼祭り

福祉バスをご利用ください

【運行内容】

コース かわせみ号（殿ヶ谷・石畑コース）、ひばり号（むさし野・長岡コース）、すずめ号（元狭山コース）
日時 月～土曜日 午前8時～午後5時30分
(日曜日・祝日・年末年始を除く)
便数 1日10便 利用料 無料

対象

町内在住で次のいずれかに該当する方

- ▶ 60歳以上の方
- ▶ 心身障がい者とその介助者の方
- ▶ 妊婦の方
- ▶ 乳幼児・未就学児とその保護者の方
- ▶ 特別支援学級（固定級・通級）在籍児童・生徒とその保護者の方

申込み方法

次のものを受け付場所に持参してください。
▶ 町内在住と年齢を確認できるもの（運転免許証、保険証等）
▶ 対象を証明できる各種手帳等（母子手帳、障害者手帳等）

受付場所

役場高齢課、保健センター、高齢者福祉センター寿楽、心身障害者（児）福祉センターあゆみ、精神障害者地域活動支援センターひまわり、精神障害者共同作業所ころぼっこる、福祉作業所さくら、子ども家庭支援センターひばり、あすなろ児童館、特別支援学級・通級設置校（在籍児童・生徒、その保護者に限る）、武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンター、瑞穂町社会福祉協議会
※福祉バスの詳しい路線図や時刻表等については、各受付場所にあります（ホームページにも掲載しています）ので、お問い合わせください。

問合せ 高齢課 回557-7623

福祉

平成25年度介護保険料納入通知書を発送します

65歳以上の方（第1号被保険者）へ

保険料は町の介護サービスに必要な費用の21%を所得に応じて負担していただき、介護保険を運営していくため大切な財源となります。また、納入通知書は、平成25年度シルバーパス（満70歳以上の方対象）の申し込みをされた方は、申し込み時に必要となりますので必ず保管しておいてください。

【納入方法】

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方は、お受け取りになる年金額からあらかじめ日本年金機構が保険料を差し引いて町に納めます（特別徴収）。それ以外の方は納付書をお送りしますので、金融機関などで直接お支払いください（普通徴収）。

※口座振替の手続きが済んでいる方に決算通知書のみを送付します。4ヶ月以降に65歳になられた方または転

入された方は、翌年4月以降からの特別徴収になります。

【納め忘れに注意】

介護保険料を納めないと、その滞納期間に応じて、介護サービスを利用した時の支払方法の変更（いつまん利用料の全額を自己負担し、あとで9割相当分を町から払い戻しを受ける「償還払い」）や、保険給付の支払いの一時差し止め、利用者負担の引き上げ（1割から3割）など、介護保険制度に基づく給付制限が行われます。いつまでも安心して暮らしていくために保険料は納め忘れのないようにしましょう。

問合せ 高齢課 回557-0594
問合せ 高齢課 回557-7623
▼障がい者等世帯
福祉課 回557-0574
高齢課 回557-7623
問合せ
印鑑、障害者手帳（障がい者世帯の方のみ）、直近の水道・下水道料金の領収書または「ご使用料等、口座振込済のお知らせ」、助成金の振込先が分かるもの（預金通帳等）

下水道使用料助成事業

下水道使用料の基本料金相当額を助成します。

内 容 1世帯当たり月530円を助成します。原則、申請のあつた月の分から9月（4月から9月分）、3月（10月から3月分）に所定の金融機関に振り込まれます。
対象 住民税が非課税の世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯
①75歳以上の高齢者のみの世帯
②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯

障害者総合支援法の施行により、障がい者の範囲に難病等の方々が加わり、身体障害者手帳をお持ちであるかどうかにかかわらず、対象疾患である方で、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められた障害福祉サービス等が利用できます。対象となる難病の範囲、利用できるサービス等はお問い合わせください。

問合せ 福祉課 回557-0574

難病等の方
障害福祉サービス等の対象となります

問合せ ボランティアセンターみづほ
回557-3036
費用 500円（保険代・資料代）
説明会（事前申し込みは不要です）
期間 7月20日(土)から8月31日(土)
間で都合のよい日

夏休み期間を利用して、ボランティア活動を体験してみませんか。小学生から高齢者まで参加できます。
2013夏 体験ボランティア
社会福祉協議会
回557-0159

③ 東京都愛の手帳一度または2度の交付を受けている方がいる世帯
④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
⑤ 中国残留邦人支援給付を受けている世帯

手書きに必要なもの

印鑑、障害者手帳（障がい者世帯の方のみ）、直近の水道・下水道料金の領収書または「ご使用料等、口座振込済のお知らせ」、助成金の振込先が分かるもの（預金通帳等）

ア活動を体験してみませんか。小学生から高齢者まで参加できます。

傾聴ボランティア養成講座
傾聴とは、相手の話に心を傾けて聞く技術です。ご家庭や仕事場でも、人とのコミュニケーションがより良好になります。傾聴を学んで、傾聴ボランティア活動に参加しませんか。
日時 7月23日・30日、8月6日